

議案第11号

令和2年度 佐倉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和2年度佐倉市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和2年8月24日提出

佐倉市長 西田 三十五

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
健診等業務委託（特定健診分）（健康保険課）	令和2年度～令和4年度	94,264